

検討対象物質(29物質)のうち、引き続き検討となった物質に係る最終評価シート

(○:追加すべき、×:現時点では追加する必要はない。)

番号	物質名	最終評価	評価の結果及び理由	症状・障害		文献名 (症例報告等)	前検討会での検討内容
				告示上の表記	具体的内容		
9-11	オゾン	×	事故的な高濃度ばく露を受ければ、急性の呼吸器症状が生じるものの、このような場合については、因果関係が明確であり追加は不要である。また、極めて高濃度でなくとも、Parksら(2000)のように反復してばく露を受けることで呼吸器に影響が生じることが危惧されるものの、このような報告は少ないようである(ACGIH2001では急性影響がでるレベルより低いばく露レベルで慢性の肺への影響を報告した研究はないとしている)。古くは、Kleinfeldら(1956)やChallenら(1958)のように溶接作業による健康障害例が存在するが、発症にいたるばく露状況などの記載も現時点からみると不十分である。国内における症例報告は医中誌の検索によっても見つからなかった。以上を勘案し、とくに国内症例が見つからなかったことを考慮して、現時点では追加する必要はないものと判断した。			•Parks, S & Paul DW, Ozone exposure: a case report and discussion, J Oklahoma State Med Assoc, 93: 48-51, 2000. •Kleinfeld, M & Giel, CP, Clinical manifestations of Ozone poisoning: report of a new source of exposure. Am.J.Med.Sci, 231:638-643, 1956. •Challen, PJR, Hickish, DE Bedford, J. An investigation of some health hazards in an inter-gastungsten-ark welding shop. Br.J.Ind.Med. 15:276-282, 1958.	漂白作業に用いたオゾンへのばく露による呼吸器症状が出現したとの比較的新しい報告がある。また、中災防の調査研究報告書に記載されたもの以外で、溶接作業で発生するオゾンによる肺障害について古い報告がある。眼、鼻腔、肺に対する刺激作用は明らかで、また極めて高濃度でなくとも、反復してばく露を受けることで刺激作用による障害が生じるものと思慮される。委員会資料である中災防の調査研究報告書に記載された症例以外も参考として、総合的に追加が妥当と評価した。 ※基本的に○の方向だが、国内の症例がないか文献を調べ、次回に検討。
14-45	過硫酸カリウム	○	1996年以降の文献検索では、国外において製紙工場および水質試験室の作業で過硫酸カリウムの経皮ばく露によりアレルギー性接触皮膚炎を発症したという症例報告がなされている。また髪の毛の脱色剤の製造や取扱い作業の従事者で過硫酸塩にばく露されることにより、皮膚炎や鼻炎を伴う喘息を発症し、過硫酸カリウムの気管支誘発試験に陽性であったという症例報告もある。以上のことから、過硫酸カリウムについて、皮膚障害、気道障害を追加することが妥当と考える。	皮膚障害、気道障害	反復接触により感作性皮膚炎を生じる。反復曝露により感作され、鼻炎、喘息を生じる。	•Veien NK, et al. Contact dermatitis due to potassium persulfate. Contact Dermatitis 2001; 45: 176. •Kanerva L, et al. Occupational allergic contact dermatitis from potassium persulfate. Contact Dermatitis 1999; 40: 116-7. •Munoz X, et al. Occupational asthma due to persulfate salts: diagnosis and follow-up. Chest 2003; 123: 2124-9.	1996年以降の文献検索では、国外において製紙工場および水質試験室の作業で過硫酸カリウムの経皮ばく露によりアレルギー性接触皮膚炎を発症したという症例報告がなされている。また髪の毛の脱色剤の製造や取扱い作業の従事者で過硫酸塩にばく露されることにより、皮膚炎や鼻炎を伴う喘息を発症し、過硫酸カリウムの気管支誘発試験に陽性であったという症例報告もある。以上のことから、過硫酸カリウムについて、皮膚障害、気道障害を追加することが妥当と考える。 ※○の方向で。ただし、過硫酸カリウム以外の過硫酸塩(アンモニウム、ナトリウム)についても同様な障害を引き起こす可能性が高いことから、引き続き情報収集し検討。事務局でも、どのような形で規定するか(「過硫酸塩」等)を検討すること。